

公 示 日：2026 年 6 月 17 日（水）

調達管理番号：26a00368

国 名：タイ国

担 当 部 署：人間開発部保健第二グループ第四チーム

調 達 件 名：タイ国健康な高齢化とイノベーション（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ：健康な高齢化とイノベーション（個別専門家）
- （２） 格 付 ：２号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 在勤地：バンコク
- （５） 全体期間：2026 年 8 月上旬から 2028 年 10 月中旬
- （６） 業務量の目途：24 人月

2. 業務の背景

タイは ASEAN 加盟国 11 か国で最も高齢化率が高く、65 歳以上の高齢者が人口全体の 15.4%を占める「高齢社会」であり、2033 年には高齢化率が 21%を超え「超高齢社会」に突入すると推計されている。世界保健機関（WHO）の主導する「Healthy Ageing」の実現に向け、タイ保健省医療サービス局老年医学研究所は、認知症やフレイル等の高齢化に伴う課題に取り組んでいる。

加えて、人口高齢化はタイ以外の ASEAN 諸国や他の開発途上国でも同様に課題であり、ASEAN 首脳会議にて採択されたクアラルンプール宣言（2015 年）の下、2021 年には「クアラルンプール宣言実施のための地域行動計画」が採択され（2024 年改訂）、各国における高齢者のエンパワメントに向けた具体的アクションが推進されている。また、タイを拠点とする「アクティブ・エイジングとイノベーションのための ASEAN センター」（ASEAN Centre for Active Ageing and Innovation、以下「ACAI」）が ASEAN 域内における高齢社会対策の経験の共有・

共創を推進している。

JICAはタイの高齢社会対策分野において3件の技術協力プロジェクトを通じ、急性期・慢性期・長期介護に至るまでの切れ目のない包括的な医療・福祉モデルの確立や、地域包括ケアの基盤構築を行い、コミュニティベースで高齢者を支える仕組みの構築に貢献した。さらに、個別専門家「高齢社会対策支援アドバイザー」（2024～2026年）では、一連の技術協力プロジェクトの成果を踏まえ、多様な介護サービスの創出や介護予防活動の推進、医療・介護制度の持続性の向上等に向け、更なる制度整備や人材育成、産官学の多様なアクターの連携促進、さらに、タイ及び ACAI と協働した ASEAN への経験共有に協力してきた。

前述の状況を踏まえ、タイ保健省医療サービス局及び ACAI は、Healthy Ageing に関する課題に対し、タイ国内での対応能力強化及び日本タイの知識の共創や ACAI を通じた ASEAN 加盟国への共有を促進することを目的に、個別専門家の派遣を要請した。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

- 1) タイにおいて、更なる高齢化進展に伴う認知症やフレイル等に対する予防・早期対応等の Healthy Ageing に関する課題への対応策が推進される。
- 2) Healthy Ageing に関するタイと日本の知識の共創と、ACAI を通じた ASEAN 加盟国への共有が促進される。

4. 業務の内容

本専門家は、タイ保健省（Ministry of Public Health）医療サービス局（Department of Medical Service）老年医学研究所（Institute of Geriatric Medicine、以下「IGM」）及び ACAI をカウンターパート（C/P）とし、主に以下の業務を行う。

【アドバイザー業務】

- 1-1) タイにおける高齢社会対策の進捗状況と残された課題を明確化するとともに、IGMが優先的に取り組む活動（認知症、フレイル、高齢者の就労可能性等）と整合した具体的な実施計画を策定する。
- 1-2) 他省庁や、日本とタイの大学・研究機関、民間企業等多様なアクターとの情報交換／連携を強化する。

1-3) 日本の有識者等とともに、健康寿命の延伸や生活の質向上に向けた効果的な施策推進に関してタイ保健省に対し技術的な助言を行う。

2-1) ACAI による ASEAN 加盟国向けの研修実施や活動を支援し、日本の知見に基づく適切なインプットを行う。

2-2) ACAI とタイの ACAI コーディネーターの調整を支援し、タイ国内で円滑に活動が実施されるように支援する。

【事業マネジメント業務】

- 1) C/P と密に協議を行い、事業実施の方針を検討し実施計画（ワーク・プラン）を策定する。
- 2) C/P とともに事業の進捗状況、成果、課題、教訓等についてモニタリングし、対応策等について関係者と適宜共有・協議を行う。
- 3) JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA（本部及びタイ事務所）に遅滞なく提出する。
- 4) 事業の活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務について適切に実施する。
- 5) その他効果的かつ効率的な事業実施に必要な取組、働きかけを関係者と連携しつつ実施する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	タイでの高齢社会対策の状況やタイ政府の掲げる政策を踏まえ、タイで現在求められる取り組み	【アドバイザー業務】 1-1), 1-3)
2	タイ関連省庁間や日タイの大学・民間企業等との連携について効果的と考えられる具体的な方策	【アドバイザー業務】 1-2)
3	ASEAN 域内での高齢社会対策の状況や ACAI の取り組みを踏まえ、有効と考えられる日本の知見・強み	【アドバイザー業務】 2-1), 2-2)

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	高齢者の保健医療・福祉に関連する分野
語学の種類	英語

※タイやアジア諸国において、上述する分野に関する知識や実務経験を有することが望ましい。医療資格（医師、看護師等）や老年学または関連分野の修士号を有するとなお良い。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ¹	渡航開始より2か月以内	人間開発部（CC:タイ事務所）	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	英語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと ²	国際協力調達部（CC:人間開発部）	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部 （CC:人間開発部、タイ事務所）	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部（CC:国際協力調達部、タイ事務所）	－	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は10月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループから配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・タイ高齢社会対策支援アドバイザー業務完了報告書

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・Kingdom of Thailand, Research on the International Cooperation Projects for Response to Population Aging in Thailand: final report
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046919.html>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 7月 1日(水)12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 7月 10日(金)まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 7月 15日(水)16時～17時30
4	評価結果の通知	2026年 7月 21日(火)まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：タイに派遣される専門家については、Thailand International Cooperation Agency (TICA) の要件に基づき、以下の条件(a)(b)を満たす必要があります。

(a)年齢が 30 歳以上であること。

(b)学歴および職務経験

－ 博士号または同等の資格を有し、当該分野において 3 年以上の職務経験を有していること。

－ 修士号または同等の資格を有し、当該分野において 5 年以上の職務経験を有していること。

- 学士号または同等の資格を有し、当該分野において 7 年以上の職務経験を有していること。
- 学士号未満の場合、当該分野において 15 年以上の職務経験を有していること。

(2) 家 族 帯 同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1 部
- (3) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。

・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

（計 100 点）

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

（１） 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,459,000	1,632,000
	個人	1,106,000	1,279,000

② 教育費：

就学形態	3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
------	---------	-------	------

月額（円/月）	日本人学校	43,000	88,600	—
	インターナショナルスクール／ 現地校		292,000	335,200

③ 住居費：2,000 ドル／月

④ 航空賃（往復）：142,718 円／人

（２） 便宜供与内容

- ア）空 港 送 迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ）住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ）車両借上げ：なし
- エ）通 訳 備 上：なし
- オ）執務スペースの提供：保健省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ）公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（３）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA タイ事務所より業務従事者に対し、臨時会

計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（５）その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

業務単価（月額） 法人：1,017,557 円／月

個人：632,330 円／月

以上

案件概要表

作成年月日：2026 年 6 月 12 日

業務主管部門名：人間開発部

課名：保健第二グループ保健第四チーム

1. 案件名

国名：タイ王国（以下、タイ）

案件名：（和名）健康な高齢化とイノベーション

（英名）Healthy Ageing and Innovation

2. 事業の背景と必要性

（１） 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

タイは、総人口約 7,150 万人のうち、65 歳以上の高齢者³が約 1,101 万人と全体の 15.4%を占める「高齢社会」であり、2033 年には高齢化率が 21%を超え「超高齢社会」に突入すると推計されている（World Population Prospects 2024、United Nations）。この高齢化率は ASEAN 加盟国 11 か国で最も高い割合である。さらに、タイは、2002 年に 65 歳以上の割合が 7%を超える「高齢化社会」に移行したが、2021 年に同割合が 14%を超え「高齢社会」に突入し、この進展スピードは、過去に日本が「高齢化社会」から「高齢社会」に達するのに要した 24 年よりも早く、急速な人口構造の転換に直面していると言える（国立社会保障・人口問題研究所、2020 年）。

高齢化の進展に伴い、タイは深刻な社会的・経済的課題に直面している。500 万以上の高齢者が年金や個人の貯蓄が不十分なために所得が不安定な状況で生活しており、政府や家族の手当てが不十分なことが多い。また、高血圧、糖尿病、心血管疾患などの慢性疾患による疾病負担の増加や専門的ケアの需要が高まっていると同時に、社会的孤立やうつ病等のメンタルヘルスの問題も増加している。

このような課題に対処するため、世界保健機関（World Health Organization、以下 WHO）の枠組みに従った「Healthy Ageing＝健康的な高齢化」が重要視されている。これには、健康寿命を延ばすためのセルフケアや生活習慣の改善といった予防措置が含まれ、高齢者については、スクリーニングやセルフケアを通じて、フレイル（Frailty、虚弱）の傾向が認められた場合には早期に医師に相談する等、早期発見が重視されている。

タイ保健省医療サービス局老年医学研究所は、これらの Healthy Ageing に向け

³ タイでは60歳以上が高齢者と定義されており、2024年時点で全人口の約22%を60歳以上が占める。

た取組を優先分野として取り組んでおり、筋力強化運動による機能障害の回避を目的とした身体健康や、軽度認知障害や認知症等への介入を行っている。また、虚弱な高齢者に対しては、デイサービスを通じた介護モデルにより、医療のみならず社会的な関わりが提供され、高齢者の孤独を軽減し、生活の質を向上させることが可能となっている。これらの活動をさらに強化していくためには、今後も日本の専門的な知見が欠かせないものと考えられる。

加えて、人口高齢化はタイ以外の ASEAN 諸国や他の開発途上国でも同様に課題であり、ASEAN においては、域内の 60 歳以上高齢者の人口が 2015 年の 59.5 百万人から 2035 年に 127 百万人へと倍増することを背景に、2015 年の ASEAN 首脳会議にてクアラルンプール宣言が採択され、各国における高齢者のエンパワメントに向けた具体的アクションを推進することとしている。同宣言の実現のため、2021 年には「クアラルンプール宣言実施のための地域行動計画」が採択され（2024 年改訂）、タイを拠点とする「アクティブ・エイジングとイノベーションのための ASEAN センター」（ASEAN Centre for Active Ageing and Innovation、以下 ACAI）が ASEAN 域内における高齢社会対策の経験の共有・共創を推進している。ACAI の主導により各国のアクションプラン作成も進められており、今後各国の文脈に即した取組や域内でのモニタリングが進められる中で、日本の知見あるいは日タイの協力経験を踏まえた技術的なインプットがより一層求められている。

JICA は、これまで、タイにおいて「コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル形成プロジェクト」（2007 年～2011 年）、「要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト」（2013 年～2017 年）及び「高齢者のための地域包括ケアサービス開発プロジェクト」（2017 年～2022 年）の 3 件の技術協力プロジェクトを通じ、急性期・慢性期・長期介護に至るまでの切れ目のない包括的な医療・福祉モデルの確立や、地域包括ケアの基盤構築を行い、コミュニティベースで高齢者を支える仕組みの構築に貢献した。さらに、個別専門家「高齢社会対策支援アドバイザー」（2024 年～2026 年）では、一連の技術協力プロジェクトの成果を踏まえ、多様な介護サービスの創出や介護予防活動の推進、医療・介護制度の持続性の向上等に向け、更なる制度整備や人材育成、産官学の多様なアクターの連携促進、さらに、タイ及び ACAI と協働した ASEAN への経験共有に協力してきた。

前述の状況を踏まえ、タイ保健省医療サービス局及び ACAI は、Healthy Ageing に関する課題に対し、タイ国内での対応能力強化及び日本タイの知識の共創や ACAI を通じた ASEAN 加盟国への共有を促進することを目的に、個別専門家の派遣を要請した。

（２） 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

本事業は、我が国の対タイ王国国別開発協力方針（2024 年 9 月）の重点分野である「持続的な経済の発展と成熟する社会への対応」に貢献するものであり、「アジア健康構想」等の日本政府の政策に合致する。さらに、SDGs ゴール 3「すべての人に健康と福祉を」も達成にも資することに加え、高齢化が進みつつある近隣地域への波及効果も期待されることから、本事業の実施意義は高い。なお、本事業は個別専門家「高齢社会対策支援アドバイザー」（2024 年～2026 年）の成果を引き継いで実施するものである。

（３） 他の援助機関の対応

国連人口基金（UNFPA）アジア太平洋地域事務所と ACAI は、2026 年に人口高齢化に関する地域協力を強化するための覚書を締結し、Healthy Ageing、ケアエコノミー、世代間連帯、ジェンダーに配慮したアプローチで協力を行っている。UNFPA タイ事務所は国家経済社会開発委員会（NESDC）とともに、世代間経済及び高齢化政策に焦点をあてた第 15 回グローバル NTA ネットワーク会合を開催した。アジア開発銀行（ADB）はタイを含む ASEAN 地域において、長期介護インフラ、人材育成、高齢者に配慮した都市開発にかかる調査研究及びパイロット事業を実施した。

3. 事業概要

- （１）プロジェクトサイト／対象地域名：タイ、バンコク
- （２）事業実施期間：2026 年 10 月～2029 年 9 月（計 36 か月）
- （３）事業実施体制：タイ保健省（Ministry of Public Health）医療サービス局（Department of Medical Service：DMS）老年医学研究所（Institute of Geriatric Medicine：IGM）、アクティブ・エイジングとイノベーションのための ASEAN センター（ASEAN Center for Active Ageing and Innovation：ACAI）

4. 事業の枠組み

- （１）上位目標：タイにおいて、認知症やフレイル等の高齢化に伴う課題対応を通じた Healthy Ageing の推進にかかる能力が強化されるとともに、ACAI を通じ日タイの知識共創により得られた知見が ASEAN 地域に普及する。
- （２）案件目標
 - 1) タイにおいて、更なる高齢化進展に伴う認知症やフレイル等に対する予防・早期対応等の Healthy Ageing に関する課題への対応策が推進される。
 - 2) Healthy Ageing に関するタイと日本の知識の共創と、ACAI を通じた ASEAN 加盟国への共有が促進される。

（３） 成果

- 1-1) タイにおける高齢社会対策の進捗状況と残された課題が明確化される。
- 1-2) 多様な関係者を巻き込んだ、包括的かつ持続可能な Healthy Ageing に向けた対策が強化される。
- 1-3) 他省庁や、日タイの大学・研究機関、民間企業等多様なアクターとの連携が強化される。
- 2-1) タイ及び日本の経験が、ACAI を通じて ASEAN 諸国と共有される。
- 2-2) ACAI 活動のうち、タイにおける関連活動が円滑に実施される。
- 2-3) ACAI 活動の一環である、ASEAN アクティブ・エイジング指数(ASEAN Active Ageing Index : AAAI) の策定や、介護制度及び介護人材に関する取り組み等の ASEAN 域内での情報収集・実施が促進される。

（４） 主な活動

- 1-1-1) 関係機関・関係者から必要な情報を収集する。
- 1-1-2) 関係機関との協議を通じて現存する課題を明確にし、以下の関連活動と整合した具体的な実施計画を策定する。
- 1-2-1) 認知症（軽度～中等度）： IGM やその他の現場において、グループ形式での認知機能刺激活動の提供を技術的に支援する。
- 1-2-2) フレイル：フレイルの早期発見と認知度向上を目的とし、国のフレイルスクリーニング政策の提言・推進を支援し、医療従事者及び高齢者自身への啓発活動を技術的に支援する。
- 1-2-3) 高齢者の就労可能性（Fit-for-Work）：就労を通じた高齢者の社会参加促進を支援する。
- 1-3-1) 他省庁や、日タイの大学・研究機関、民間企業等多様なアクター間の情報交換・連携強化を支援する。
- 1-3-2) 日本の有識者等とともに、健康寿命の増進や生活の質の向上に向けた効果的な施策推進に向け技術的な助言を行う。
- 2-1-1) ACAI による ASEAN 加盟国向けの研修実施を支援する。
- 2-1-2) 日本の有識者等を招き、セミナー、ワークショップ、国際会議等でアクティブ・エイジングに関する経験を共有することを支援する。
- 2-2-1) ACAI とタイの ACAI コーディネーターの調整を支援し、ACAI の活動がタイ国内で円滑に実施されるよう支援する。
- 2-2-2) タイ国内における ACAI との共同活動の実施を支援する。
- 2-3-1) ACAI による ASEAN アクティブ・エイジング指数（AAAI）の開発に係る必要な情報収集を支援し、AAAI の適切な活用を ASEAN 加盟国で推進するための

支援を行う。

2-3-2) ACAI が取りまとめている ASEAN 加盟国における介護制度・介護人材に関する情報収集や活動を支援し、日本の知見に基づく適切なインプットを行う。

以上